

建設省技調発第119号  
昭和56年3月18日  
一部改正 建設省技調発第101号  
平成4年3月31日

各地方建設局企画部長あて

建設大臣官房技術調査室長

## 地方建設局請負測量作業検査技術基準(案)について

標記について別紙のとおり作成したので参考とされたい。

別紙

(目 的)

→P1-2

第1 この基準は、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(昭和42年3月30日建設省厚第21号18条)の規定に基づき、請負測量作業の検査業務に必要な技術事項を定めることにより、適切な検査業務の実施を目的とする。

(適 用)

第2 この基準は、建設省公共測量作業規程に基づいて実施される請負測量作業に適用され、成果品の検定を含む技術管理(昭和51年2月25日建設省技調発第34号)を請負者に実施させる請負測量作業を標準とする。ただし、検査体制、測量作業の内容等によりこの基準を適用することが不相当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

(方 法)

第3 検査は、測量成果品を対象として実施する。

1. 測量成果品の精度および品質の検査は、精度管理表、測量成果品検定記録、点検測量記録等に基づいて実施する。
2. 測量成果品の数量の確認は、特記仕様書、納品書に基づいて実施する。

(評 定)

第4 検査によりその完成を確認した測量成果のうち、原則として1件の請負代金額が500万円を超える測量については、別紙地方建設局測量業務成績評定要領(案)により各測量成果ごとに評定を行うものとする。